

第12回 デジタルガバメントワーキング・グループ  
議事概要

1. 日時：令和3年5月13日（木）17時00分～18時18分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

- (委員) 小林喜光（議長）、高橋進（議長代理）、  
高橋滋（座長）、岩下直行（座長代理）、佐藤主光、南雲岳彦、  
大槻奈那、水町勇一郎
- (専門委員) 住田智子、田中良弘、中林紀彦、濱西隆男、林達也、八剣洋一郎
- (政府) 河野大臣
- (オブザーバー) 尾原内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室内閣参事官  
(事務局) 渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、  
大野参事官、藤山企画官
- (ヒアリング出席者) ドリームサポート社会保険労務士法人：安中代表社員  
厚生労働省：志村大臣官房審議官（職業安定担当）  
厚生労働省：森實労働基準局労働保険徴収課長  
厚生労働省：長良職業安定局雇用保険課長  
厚生労働省：澤口職業安定局総務課首席職業指導官

4. 議題：

(開会)

- 行政手続における書面・対面の見直しについて
  - ・雇用保険失業等給付のオンライン化について  
(ドリームサポート社会保険労務士法人からのヒアリング)
  - ・性質上オンライン化が適当でないとする「公共職業安定所での失業の認定」  
について  
(厚生労働省からのヒアリング)

(閉会)

5. 議事概要：

○高橋座長 定刻となりましたので、第12回「デジタルガバメントワーキング・グループ」  
を開会させていただきます。

委員、専門委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、あり

がとうございます。

今回もオンラインで開催をしております。お手元に資料を御準備していただきまして、御参加をお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、画面左下のアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言をいただき、御発言の後は、再度ミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。

御発言をいただく際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、順番に指名をさせていただきます。

なお、進行時間を遵守したく存じます。大変恐縮に存じますが、質問につきましては要点を縛ってコンパクトをお願いしたいと思います。

本日は小林議長、高橋議長代理、大槻委員にも御出席をいただいております。

また、河野大臣、水町委員も遅れて御出席でございます。

河野大臣におかれましては、到着次第、御挨拶を頂戴できればと存じます。

また、オブザーバーとして内閣官房IT総合戦略室、尾原参事官にも御出席をいただいております。お忙しいところありがとうございます。

それでは、早速、議事「行政手続における書面・対面の見直しについて」に移ります。

規制改革推進会議では、各府省が所管する行政手続について、書面・押印・対面の見直しを求めてまいりました。

押印の見直しについては、皆様御承知置きのとおり、河野大臣のリーダーシップの下、押印を求めていた1万5000超の手続のうち、99%超の手続で押印が廃止されることとなりました。

また、書面・対面の見直しについては、昨年末の規制改革推進会議において「性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続を除いて、5年以内に、可能なものから速やかにオンライン化する」「性質上オンライン化が適当でない手続についても、最新の技術を踏まえて、補完的手段の活用可能性を含めてオンライン化ができないか厳しく検証する」とされておりました。

まずは、事務局から、書面・対面の見直しに係る現状等について、簡単に御報告いたします。よろしく申し上げます。

○大野参事官 事務局でございます。

行政手続の書面・対面の見直しを進めるため、各府省に対して、書面を求める全ての行政手続について、オンライン化の方針を示すよう、求めておりました。

この回答につきましては、現在、最終確認中ですが、本日の議論に先立ち、概況を御説明いたします。

まず、民間から行政への手続で、書面による申請等を求める行政手続が約2万2000種類ございます。

このうち、昨年3月の時点で、オンライン化未実施の手続は、約1万9000種類ございま

したが、大半の手続は、令和7年までに、5年間にオンライン化される予定となっております。

他方、性質上オンライン化が適当でないという回答があった手続も、いまだ数百程度あるという状況です。

各府省に対して再検討を求めたため、昨年12月時点での643種類より相当程度減少しております。

件数が少ないものを中心に、費用対効果等も勘案すると、現時点ではやむを得ないと思われるものも多いという印象を受けておりますが、他方で、件数が多いものについては、本当にオンライン化できないか、さらに検討を進める必要があるのではないかと考えているところでございます。

その第一弾として、本日ご議論いただきます、失業認定の手続は、年間約600万件と、性質上オンライン化できないという中で、最も件数が多いものでございまして、離職票の提出なども含め、書面・対面が必要とされております。

各省の回答につきましては、最終的な確認を終え次第、速やかに公表する段取りでございますので、今後とも会議の指導を賜りつつ、書面・対面の見直し方針についての取組を進めていきたいと考えているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御報告にもございましたが、ここからは、厚生労働省から性質上オンライン化が適当でない手続と回答があった公共職業安定所での失業の認定につきまして、議論を行いたく存じます。

まずは、ドリームサポート社会保険労務士法人代表社員、安中様より事前に御提出をいただきました資料1「雇用保険失業等給付のオンライン化について」を基に、御説明を頂戴したいと思います。

それでは、10分程度で御説明頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○ドリームサポート社会保険労務士法人（安中代表社員） 皆様、こんにちは。社会保険労務士の安中繁と申します。

今般、雇用保険失業等給付のオンライン化についてということで、意見を現場から述べてほしいという御依頼をいただきまして、私、一社労士の考察、そして社労士の全国の仲間がいるものですから、あちこちに、現場ではどうなっているのでしょうかということのヒアリングを行った結果を、今日発表させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、この資料に従って御説明申し上げたいと思っておりますが、雇用保険制度におけるデジタル化の現況については、適用事業所が行う手続である、適用関係、資格取得・喪失関係は、電子申請によって全て可能となっております。

とりわけ、社労士が関与する事業者については、もはやハローワークに出頭するという

こと自体がなくなっておりまして、電子申請によって完結しているというのが実態であります。

また、給付関係について、高年齢雇用継続給付や育児休業給付に関しては、事業所が行う手続となっているのですが、こちらについても電子申請が推進されているところです。

なお、求人の申込み、こちらにも採用したいという事業者さんが行っていくものとなりますが、初回は公共職業安定所への出頭が必要で、2回目以降は、ハローワークインターネットサービスで更新をしていくということが可能になっていて、その2回目以降については非常に便利になっているというのが実態であります。

今度は、次の資料ですが、個人が行う手続に関してです。

まず1つ目、基本手当などの求職者給付、失業した方が受け取るというものですけれども、こちらは必ずハローワークへの出頭が必須ということになっております。なお、現在、コロナ特例によって、一定の要件を満たした方については、郵送での対応が可能ということになっているようです。

そして2つ目、再就職手当、これが早期に再就職をした方に対するお祝い金のようなものだったりするわけですが、こちらについては郵送での対応が可能となっているのが現状です。

それから、教育訓練給付という教育訓練を受講したときに受けられるもの、こちらについては、受給手続に出頭が必須ということになっているという状況です。

このハローワークインターネットサービスへの案内のサイトを一部キャプチャーしたものをここに添付しているわけですが、例えば教育訓練給付制度に関しては、この赤枠の中で書かれていますとおり、長期の海外出張や、その他、やむを得ない理由があると認められない限りは、代理人又は郵送によって行うことができないというような表示がなされており、本人が出頭することが求められているという状況であります。

この現況を踏まえた上で、一社労士として、私から申し上げてみたいと思うことを2つ述べていきたいと思うのですが、まず1つ目は、事業所が行う手続について、出頭が必須となる求人登録手続についてです。

もう一つは、個人が行う手続のうち、出頭が必須となるものの中から、求職者給付について、御意見を申し上げたいと思っております。

まず、1つ目の求人登録手続です。

コロナ禍においては、郵送とファックスのやり取りで完結するようになっているのです。

また、民間求人については、大学等の窓口も含めて、完全オンラインで完結できるという状況ができています。

ハローワークの求人登録も一部インターネットサービスで可能になっていますから、こちらについては初回の登録あるいは学卒の新卒採用についても、オンラインで対応することが可能なのではないかと考えております。

例えば、いろいろな声をヒアリングしたところですが、新卒求人については、年

に1回だから必ず来てくださいというのですが、今年度はコロナ特例で郵送ができたので、今後もできるのではないのでしょうかといった声が聞かれてくるようです。

また、中途求人について、求人に関しては全てオンラインでできると思いきや、仮登録の状態になり、以下の通知がハローワークから届く。要するに、事前に登録はできるけれども、結局は出向けという話ですねということで、登録完了になってからこの事実を知って愕然としましたという声を聞いていました。

その下の方についているのが、求人情報仮登録完了通知の自動配信メールということですが、すけれども、ハローワークインターネットサービスから求人情報の仮登録が完了しましたと、その上で、いついつまでに事業所の所在地を管轄するハローワークへお越しの上、本登録手続きを行ってくださいというような状態になっているというわけです。

期限を過ぎると仮登録したデータが自動消去されてしまうということですので、結局は事前登録をした上で、実際には出頭しなければならないというような状況です。

続いて、就職者給付に係る手続きについてです。個人が行う手続きのうち、求職者給付に係る手続きについてということなのですが、求職者給付の種類、これはもともとの被保険者の属性によって4種類あります。

右側に上から一般被保険者と書かせていただいています。おおよそ適用事業所に使用されている雇用保険の被保険者の方の多くが、これに該当します。

この方たちが失業者した後に受け取るのが、左側の矢印、同じ色で示していますが基本手当、65歳以上の方になりますと、今度は高年齢被保険者という区分になるのですが、この方たちが離職した際に受け取るのが、高年齢求職者給付金、こちらは基本手当と異なり、一時金の給付となります。

また、3つ目、短期雇用特例被保険者、出稼ぎ労働者などのような方たちをイメージしていただくとよろしいのではないかなと思います。年に1回失業する、離職して失業するという季節雇用の形ということですが、この方たちに対しては、特例一時金というものが、また、こちらも高年齢求職者給付金と同じように、一時金で支給されるようになっています。

日雇労働被保険者について、こちらは日雇労働求職者給付金というものが支給され、こちらは、2パターンの支給のされ方があるのですが、基本的には、朝一番に職業紹介所に出頭し、本日の現場がなかった場合に、日雇労働求職者給付金というものが支給される、1日単位での支給ということになります。

さて、このうち、今回トピックスとして取り上げたいのは、基本手当についてです。一般の被保険者が離職し、失業の認定を受けた際に受け取る求職者給付ということになるのですが、原則4週間に1回、ハローワークに出頭し、直近4週間の失業状態の認定を受けることが必要になっています。

この求職者給付のうち基本手当に関して、コロナ禍においては、一部郵送で可能ということになっています。

また、求職活動は、面接を含めてオンライン化が加速しているというのが、私たちの肌感覚としての実感です。

さらには、フルリモートワークでの採用も見受けられ、そうすると、求職活動も、雇用契約も、その後の就労も在宅での勤務あるいは遠隔地での勤務ということが、一定程度普及しているということを感じております。

また、別の話になるのかもしれませんが、個人の所得税の確定申告もオンラインで実施することを選択可能になっているわけですから、基本手当はオンラインでの手続きができるように、選択できるようにしてはいかがではないかと考えております。

このオンライン化できる可能性として検討したいのは、初回の認定、これは必ず説明会というものにも参加することが必要となっています。

その後、失業の認定を受け、受給資格が確定したところ、その後から2回目以降の認定を4週間に1回のサイクルで、原則は出頭していくということになっているわけですが、直近のハローワークの給付課の窓口の状況を、現地の社労士の仲間から写真を撮ってきてもらったところがあるのですが、どうも、全国の社労士の皆さん方の話を聞いてみると、コロナ禍もあってか、現在はそれほど混み合っていないというのが実態のようです。

御覧いただく資料のように、直近のハローワークでの失業認定会場も、かなり3密を避けた会場の配置となっているということだそうです。

ただ、ハローワークの現場で働いている方の声を一部拾ってみますと、当日の朝に、コロナの陽性が出てしまったので、出頭できないというような人もあり、認定に来ている人の方が、いつ、何どき罹患してしまうのではないかとということを恐れながら持ってきているというようなことも聞こえてきました。

初回認定、失業認定会場もまた、1つの資料として御覧いただければと思います。

さて、オンライン化で失業認定をするということについて、ニーズはあるのかということについては、各地の方たちから様々な声を拾い上げてみました。

まず、ヒアリングの中では、冬の認定日は青森県民にとっては大きな負担となり、雪が降り積もる1月から3月までは道路事情も雪のせいで非常に悪く普段の倍の時間を有することもあるし、吹雪の中、出頭するのが、かなりの負担になるという声が聞こえてきました。

これが、例えば通勤をして働くという環境の方たちが全てなのであれば、働いているのだから、働いている日は、吹雪の日だって出勤するわけですから、そのような道路環境を踏まえても、出頭するのは当然ではないかという意見も考えられますけれども、先ほど申し上げたとおり、例えば、リモートワークで働いている、テレワークで働いているというような環境の方たちにとっては、こういったような環境で働くことを考えている方たちにとっては、わざわざ4週間に一遍だけ出頭するというのは、大きな負担感を伴うということとは可能性として考えられます。

また、秋田県、次の方ですけれども、ハローワーク秋田に最寄り駅はないので、そこか

ら、そこからバスに乗り換え、バスで行くとしても乗り換えで行く、バスは定額ではなく、課金式なので高額になる。ハローワークに到着するまで、ほぼ一日仕事になるなどというような声が聞こえてきます。

また、失業認定は、初回は、およそ1人対面で1時間かかるようで、かなりの待ち時間がありますが、予約制でもありません。2回目以降は、1人数分ですが、認定日は数十人呼び出すので、通常は、20、30分は待つ。基礎疾患があるなどの事情があれば、郵送での認定もしているけれどもという声が聞こえております。

続いてのシートは、鹿児島県の方からのヒアリングの結果です。

島の方はハローワークまで2時間弱、島もたくさんありますが、甕島からは4時間フェリーで来て、海が荒れたら帰れないなどの状況があるとのことでした。

また、山口県の方では、失業認定日というのが、例えば週に3日設定されていたりするわけですが、失業認定日になると、ハローワークを囲むように渋滞が発生するというような地方の車社会での実態も多く聞かれてくるようです。

リーマンショック後は、第3臨時駐車場まで契約して対応していましたということですが、現在はどうかということ、この山口県の方に聞いたところ、コロナ禍にあってということもあってか、3密を避けてということもあってか、臨時駐車場まで渋滞しているという状況ではないということのようでした。

また、栃木県の方からのお話ですが、事情があって退職後、住民票は移さずに、娘の居所に身を置いているのですが、失業認定日には、元の居所のハローワークに出向かなければならないということで、その日に限っては、遠いところまで出かけていかなければならないということのようです。

なお、臨時駐車場に関して、山口県では、現在は、そのような対応はしていないようだという話が聞こえましたが、青森の公共職業安定所では臨時駐車場がありますよということで、この張り紙を見ますと、火曜、水曜、木曜日を失業認定の日とセミナーと説明会の日に当てているので、この今は混雑しますから、臨時駐車場に駐車をした上で、出頭してくださいということが推奨されているようです。

ニーズがあるかの続きに戻りますけれども、これは、ちょっと特殊な例かもしれませんが、見つからないようにと祈りながらハローワークに出向いているという方の声です。

ストーカー行為・DVなどの被害者は、求職の申込みは住民票があるところ以外のハローワークでもできるということになってはいますが、現状では、職業訓練の受付は、管轄のハローワークでないとできないことになっていて、管轄ハローワークの近くに被害者の自宅があるという事情、そして被害者も住民票を移せないという事情があるときに、この場合、社労士の方からの話でしたけれども、労働局にかけ合って、異なるハローワークでの訓練申込みをさせてもらったといったようなこと聞かれました。

あまりない案件かもしれませんが、犯罪被害で退職なさった方の窓口認定も、危険が伴う場合があることをお伝えいただきたいというような話があって、実はこのほかにもDV被

害を受けたということがあって、ハローワークに出頭することが怖いという方の声は、二三聞こえてきたところです。

では、オンラインでも求職者給付の認定、それから初回認定、これは可能なのかということについては、日雇労働求職者給付金は、現行制度上難しいだろうと思います。

それ以外の求職者給付については、可能ではないだろうかと考えております。

ただし、高年齢求職者給付金、それから特例一時金に関しては、たった1回の認定によって失業認定が行われ、一時金で給付が行われるということ。

それから、受給する方たちがオンラインでの希望をする可能性は、あまり高くないのではないかなという感触は持っています。

そうすると、一般の受給資格者、つまり、一般の雇用保険被保険者であった方たちが離職し、失業したときに受けられる基本手当について、最もニーズが高いのではないだろうかと考えております。

ちなみにヒアリングでは、失業認定の際に提出する受給資格者証、失業認定申告書など、せめてダウンロードできるようになっていても良いのではないかという声も聞こえてきました。

先ほど御説明申し上げました、事業所が行う手続のうち、求人の申込みに関しては、ハローワークインターネットサービスで、初回の途中までの仮登録ができる状況、それで仮登録ができた上で、初回は必ず出頭しなければならないということを申し上げましたが、同じようなスキームで仮登録までは行っておき、その上で出頭するということでも、一部オンライン化することになるのではないだろうかと考えます。

一方で、私がこのオンライン化ということについては、大いに賛成する立場をとっているというのは、地方の方たちにとって、遠方まで出頭するということが、現実として、仕事自体をオンラインで行っているという働き方をしている方たちがいるのに、失業認定の行政手続を受けるためだけに、現地に赴かなければならないということの、その現実と失業認定のための出頭というギャップが、コロナ禍にあって急速に広がっているのではないかなと思いますから、是非とも一部でもオンライン化してほしいなと思うのですが、恐らくオンライン化を推進すると、ハローワークにおいて対応する職員の増員が必要になるのではないかなといったことを、一社労士としては感じているということです。

私からの発言は、以上となります。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問につきましては、この後の厚生労働者からのヒアリングの後にまとめてお受けしたいと思います。

それでは、厚生労働省におかれましては、事前に提示した論点等について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、恐れ入ります、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○厚生労働省（志村審議官） それでは、厚生労働省職業安定局担当審議官、志村と申します。よろしくお願いたします。

厚生労働省からは、議題にあります、性質上オンライン化が適当でないと言われる公共職業安定所での失業認定について御説明します。

資料2の②の論点ペーパーをいただいておりますが、その回答のエッセンスも含めて、厚生労働省の考えを資料2の①、A4横置き資料で説明させていただきます。

まず、スライド1ページでありますけれども、こちらはハローワークの役割を表しているものとなります。

右下の赤枠でございますように、ハローワークは職業紹介、雇用対策、そして、今回の議題にあります、雇用保険求職者支援を一体的に実施する雇用のセーフティネットの中心的な役割を担っています。

2ページ目ですが、雇用保険制度の説明であります。

雇用保険は、給付そのものが目的ではなく、労働者の生活の安定と早期再就職の促進が本来の目的であり、そのための手段として給付があるというのが、雇用保険制度の立て付けであります。

そのため、失業の認定は、制度の趣旨に沿って、給付が適正に行われることを確実にするためにも、外形的把握が困難な要件について判定する、対面にて行う重要なプロセスとなっております。

3ページ目は、雇用保険手続のフロー図です。

失業し、就職活動をし、再就職をするまでの間について、3番目にあります失業認定を通じて再就職活動の促進をしているというものです。

赤字のとおり、求職活動が低調なものには、就職意欲を喚起するとともに、ハローワークの職業相談部門に誘導するということになっております。

4ページ目です。

先ほども御説明をしましたがけれども、失業認定の手続は雇用保険制度における根幹の手続でありますので、今一度失業認定の役割について考えを整理いたしました。

まず、失業認定の手続は、受給資格者が真に失業の状態にあるか否か、すなわち、積極的に就職する意思を有し、その能力もあり、現在職に就いていないかどうかを公に認定し、受給権を確定させる行政行為であります。

そのため、民間などで実施している就職面接とは性質が異なり、また、受給資格者の利便性向上のみの観点から論じられるべきではないと考えております。

そして、失業の認定に際して、公共職業安定所長は受給者等に対して、適職があれば直ちに就職し得る態勢であることを確認するためにも、あらかじめ指定した日に、受給者本人を公共職業安定所へ出頭させ、当該受給者が、職業安定所での職業相談、紹介などの機能を意欲的に活用して、求職活動を行っているか、労働に従事し得る能力があるか、また、公共職業訓練等を受講させることにより、能力向上を図る必要があるかの確認を受給資格

者本人との対面によるコミュニケーションを図った上で、失業認定を行っており、一律に機械的に行うことは困難であると考えております。

最後に、仮に失業の認定行為を出頭に代えて、オンラインで行う場合は、「強固なセキュリティの確保が必要となるとともに、対面している受給者が確実に本人であることを担保すること」、「受給者の再就職活動の方向性や活動状況の確認」、「求人や職業訓練の情報提示などを円滑に行うことができること」、「職業相談や、キャリアコンサルティングの機能も整っているハローワークに直接来訪するのと変わらない再就職促進効果が得られること」といった点を確認、検証する必要があるということに鑑みても、対面における代替可能な手段として捉えることは困難であると考えております。

以上を図で整理しますと、担保すべき要素は、就労促進、的確な要件確認、行政コストの3つとなり、これらがいずれも満たされる必要があります。

こうした失業認定の手続の重要性を、まずは御理解いただいた上で、いただきました論点について回答を申し上げたいと思います。

まず、論点1の出頭を求めることによる国民への負担等についてでありますけれども、公共職業安定所については、地域ごとの労働市場の状況等を考慮して設置されておりますけれども、特に利便性を考慮する必要がある地域につきましては、出張所や分室を設置するとともに、失業認定に関しては、記載のように必要な配慮を行っており、国民に過度な負担を生じさせているとは考えておりません。

続きまして、6ページ目になりますけれども、論点2、性質上オンライン化が困難とする理由についてですけれども、失業認定は、基本手当の受給資格者が失業状態にあること。積極的に就職しようとする意思を有し、その能力もあり、現在職についていないかを公認定し、受給権を確定させる行為であり、仮に受給者が職業紹介や訓練の受講を拒んだ場合には、給付制限の処分を行うこととされており、単に求職活動実績を書面で認定するだけでは足りるものではないこと等から、そもそも民間の採用面接とは、その質が異なるものであり、また遅れや、質の低下が許されるものではないと考えております。

○高橋座長 恐れ入ります、厚生労働省、ご説明を中断させていただきます。河野大臣、御多忙中、御出席いただきましてありがとうございます。御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○河野大臣 遅くなりまして申し訳ございません。

押印廃止に続いて、書面・対面原則の見直しということで、手続件数の多い公共職業安定所での失業認定を取り上げて御議論をいただいていると思います。

失業の認定は、2019年度で年間598万件あったそうで、失業手当を受けるためには4週間に一度、ハローワークわざわざ出頭することが義務づけられていると思います。

冬の悪天候の中でも出向がなくてはいけなとか、混雑する窓口で長時間待たされるとか、多くの方々の負担になっていると聞いております。

一方で、この失業給付を受けるためには、働く意思、実際に仕事を探しているということも大事なのだと思います。

ですから、この意思の確認をすることの重要性というのも理解をいたしますし、企業や雇用者が積み立てたものからの給付ですから、濫用されないようにするということは非常に重要だと思います。

ただ、新型コロナで、民間での求職活動は、もう既にオンラインでの活動が当たり前になってきている。そういう中で、4週間に一度、リアルに出頭するのがいいのか、あるいはオンラインだったら、2週間に1回来いとか、1週間に1回出頭してくださいという、もっと出頭の期間を短くすることだってできるわけですから、ただ単に、リアルでハローワークに出頭しなければ駄目だということにはならないのだと思います。

テレワーク、オンラインというのが、これだけ定着し、恐らくポストコロナもそういう時代になる中で、何をリアルでやり、何をオンラインでやるのか、いろいろな手続をどれだけ利便性を向上させるのか。これは、やはりゼロベースでの議論が必要だと思っておりますので、そういう視点から、しっかり検討し、結論を出していただきますようお願いをしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○高橋座長 どうも、河野大臣、御多忙のところ、御挨拶を頂戴いたしましてありがとうございます。

なお、河野大臣は、公務のため、この後、御退室されると伺っております。どうもありがとうございました。

厚生労働省、それでは、引き続き、御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○厚生労働省（志村審議官） それでは、中断して失礼いたしました。

論点1に対する回答から論点2にかけてでございましたので、ちょっと論点1と重なりますけれども、まず、論点1の出頭を求めることによる国民への負担等についてでありますけれども、公共職業安定所については、地域ごとの労働市場の状況等を考慮して設置されておりますけれども、利便性を考慮する必要がある地域については、出張所、分室を設置しております。

失業の認定に関しては、いわゆる大きいハローワークも小規模のものも、地理的ないろいろな利便性も考慮して設置しているという側面もございます。国民に過度な負担を生じさせているとは考えていないということでございます。

続きまして6ページ目、論点2の性質上オンライン化が困難とする理由についてでございますけれども、失業認定は、基本手当の受給資格者が失業状態にあること、積極的に就職しようとする意思を有し、その能力もあり、現在、職についていないかを公に認定し、受給権を確定させる行為でありまして、仮に受給資格者が職業紹介や訓練の受講を拒んだ場合には、給付制限の処分を行うこととされておまして、単に求職活動実績を書面で確

認するだけでは足りるものではないこと等から、そもそも民間の採用面接とは質が異なるものであり、また遅れや質の低下が許されるものではないと考えております。

加えて、オンラインでの面談を対面手続の代替とすることは、先ほど申し上げたとおり、困難であると考えております。その理由は記載のとおりでございます。

なお、現在一部実施している郵送による失業認定ですけれども、コロナ禍において、感染拡大防止の観点から、例外的に実施しているものでございます。

また、認定サービスでも、コロナ禍において、就職活動が十分に行われなかった事情を考慮しているなど、一般的な平常時の失業認定における取扱いとの比較対象とするべきものではないと考えております。

論点3、7ページ目のところです。オンライン化についてでございますけれども、既に述べたとおり、失業認定をオンラインの手段で代替することは困難であります。利便性の観点から、廃止、簡素化を論じられるべき問題ではなく、行政目的を公立的かつ効果的に達成するために、適切な手段であるのかという観点から検証されるべきであると考えております。

失業認定申告書は、前日までの状態を申告するものでございまして、指定来所日にならないと完成しないことから、申告書の提出のみを切り出してオンライン化する意義に乏しく、また失業認定時に、申告書の内容をその場で訂正することも多いことから、書面・対面で実施するのが最も円滑であります。

なお、ハローワークのサービスのうち、職業相談につきましては、現在、試行的にオンラインにより実施しているところであります。

その他、失業の認定とは別の手続につきましては、論点3の③の離職票の電子化につきましては、必要な関係法令の改正、業務フローの見直し、システム改修と令和6年度からの運用開始を目指して検討を進めているところです。

論点3⑥の労働保険関係手続につきましては、電子申請の利用促進をしているところであり、納付手続において電子納付での支払いも可能となっているところでございます。

引き続き、電子申請の利用率向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、重要な点でございますので強調して申し上げますが、雇用保険の保険事故である失業とは、単に離職したという事実や状態ではなく、離職後も労働の意思と能力を保持しているものの職業に就くことができない状態をいい、これを認定するためには、当該者が真摯な求職活動を継続しており、いつでも職業紹介に応じることができる状態であることが必要でございます。

そういった考え方から、職業紹介を拒否した場合には、1か月の給付制限を課すことにしております。

こうした意味での失業状態にあるかどうかを、行政として公式に認定する行為が失業認定ですが、対象者の主観を含む労働の意思・能力を直接認知することは極めて困難であるため、行政が指定する日時に、所定のハローワークに本人自らが出頭し、直近の求職活動

の状況等をきちんと申告することができ、かつ、現に職業紹介に応じうる状況にあることをもって失業状態にあることを客観的、かつ適切に認定しようとしているものでございます。

このように、所定期日、場所に出頭、申告ができるということは、仮に在職中であれば、勤務すべき所定の日時に、事業所に出勤して、所定の業務に従事することができる可能性を客観的に示す事実であり、労働の意思・能力、さらには、いつでも職業紹介に応じることができることの証拠となるものでございます。

こうした労働の意思・能力の客観証明手段たる出頭や申告を物理的な出頭を伴わない電話連絡やオンラインでの面談、単なる書類の提出等で代替することは極めて困難と考えております。

説明は、以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

すみません、冒頭ですが、最後につけ加えられたことというのは、この資料に書いていないので、後で書面として出していただけますか。

○厚生労働省（志村審議官） はい、了解いたしました。

○高橋座長 これは、資料に載っていないので、客観的な議論にならないと思いますので、書面を出していただければありがたいと思います。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、順次、挙手を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

では、林専門委員、岩下座長代理、よろしく申し上げます。

○林専門委員 林です。コメントが2つ、質問が1つございます。

コメントは、まず、円滑な手続というお話があると思うのですがけれども、慣れていることが円滑だという認識をされているのは大きな間違いで、そこに気をつけていただきたいなとすごく思っております。

訂正等が書面であるというお話、全くそのとおりだと思うのですが、電子化でミスが減らせますという観点というのが抜け落ちているように思うのです。

確かに書面が郵送で来るのは困ると思いますし、PDFをダウンロードしてくるというのも、ミスを減らすということにはつながりませんが、オンライン化する、きちんと電子化するということができれば、それはミスを減らして、効率化ができるようになるということで、月当たり70万件を効率化する、自動化するということを真剣に考えられると思っております。

さらに、前日までの状態の申告というお話ですがけれども、これこそオンラインの方が逆に価値があるはずで、即座にできるということに意義があるはずです。当然24時間受け付けられるということも価値があることだと思います。

コメントの2点目なのですけれども、先ほど出頭可能なことみたいなお話、かなり強調をいただいている、分からなくもないです。

特に出勤してきてほしいみたいなお話、昔は当然あったと思うのですけれども、安中先生のお話もありましたが、今正に我々、Zoomで、こうやって会議をして、本人だということを多分確認できているという認識で、意思も表明して会議に参加させていただいていると思うのですよ。これができないというお話は、現時点で、この文脈では全く腑に落ちないと思っております。

ただ、当然、デジタル・デバインドとかがあると思うので、窓口を否定するものではなくて、先ほど分室等があると伺っていましたが、デジタル分室のようなものを作っただけであれば、むしろ電子化により十分効率化できると思うのです。

ただし、これは、バックエンドが電子化されているという一番最初の仮定とセットになっているので、全面的にデジタルを推進していただきたいということにはなると思っております。

実際、デジタル庁なども同じように、少なくとも官でも、もうできることになっているわけですから、そういった観点で物を見ていただければと思います。

質問で、必ずこういうことのお話で言うと、セキュリティとおっしゃる方がすごく多いのですけれども、一応専門なので、強固なセキュリティとは、非常に安直におっしゃられているように感じられます。民間でできていることができませんというようなお話にしか、やはり聞こえないのです。しかも、先ほどありましたけれども、窓口に行くことは、プライバシーインパクトが当然あり得る。追跡もできます、ストーキングもできますという話は、既に何度も話題になっている項目ですので、セキュリティが守れませんというお話は多分ないと思っていて、そこに何か課題があるのであれば、是非伺いたいと思います。

以上です。

○高橋座長 それでは、岩下座長代理、お願いします。

○岩下座長代理 岩下でございます。

厚生労働省さん、ちょっとセキュリティという発言を安易に使われましたね。少なくともここには林専門委員もそうですし、私もそうなのですが、電子政府のセキュリティについて、長年、20年ばかり専門としてやってきた人間がおりますので、軽々にセキュリティという言葉は使わないでいただければと思います。いつでもお相手いたしますので。

その上でなのですが、今のお話は私の耳には、要するに電子化したくないです、これまでのまま対面でやりたいですとしか聞こえません。それを求めることが求められています。

では、例えば、海外はどうでしょう。米国、山のように今回、コロナで失業申請があったことが報じられましたね。数百万単位単位のものが出てきて大変だったと。あれは全部インターネットでやっています。別に一々対面でなければ給付されないということはないですよ。

ちなみに、厚生労働省さんが10年ほど前に実施した、欧米における失業時の生活保障制

度及び就労促進に関わる助成制度等に関する報告書というのがインターネットで読めますので、是非こちらを読んでみてください。厚生労働省さんのホームページに載っておりますので。

その意味で、既にもうインターネットを使うということは、様々な手続で、正に学生の就活の面談であるとか、あるいは求職活動に対する民間の案内であるとか、当たり前になってきていることでもあります。

逆に言うと、その当たり前のことにハローワークさんに対応できているのですか。これは時代の変化ですよ。それに対応できていないことをあたかも、これがすばらしいことで、これが必要なことなのだという話のようにおっしゃるといのは、何か間違っていると思います。対応できていないこと自体を、私は、責めはしません。これまでの政府の対応がそういうものだったのでしょう。これから対応してくださいよ。オンライン化を推進しているのは、厚生労働省さん御自身ではないですか。少なくとも、7割リモートワークとかおっしゃっている御時世に、でも、全ての人に対面でのハローワークへの来訪を認めるというのは、これは大変ナンセンスです。

あと、先ほど分室、分所を作っているからオーケーだという話だったのですが、一方、安中先生の資料には、甕島から4時間かけて船で来るという話がありましたね。甕島には分室はないのですか。あるいは伊豆七島はどうでしょうか。日本には様々な足の悪い地域があります。どこでも失業者が発生する可能性がありますね。全てのところに分室を作れないでしょう。だけれども、オンラインにすれば、オンラインでアクセスすることは、どの離島からもできます。どっちが行政上効率的ですか。もし、オンラインは一切嫌だということのだったら、甕島にも三宅島にも八丈島にも全部作ってください。それよりもオンラインにしたほうが、ずっと行政効率がいいではないですか。何か対面でなければいけないということのこだわりには聞かえないので、それをオンラインでも可能だと頭を切り換えれば、いいことがいっぱいあります。全てをオンラインにしろとは言っていない。従来のものが残ることは全然構わないのですが、オンラインも認めて全然問題ない話だと思うので、もうちょっと、こちらが納得できるような説明をお願いします。

以上です。

○高橋座長 それでは、6名の方の手が挙がっています。中林専門委員で切って、まず、一旦、お話を聞きたいと思います。

中林専門委員、よろしく申し上げます。

○中林専門委員 中林です。御説明ありがとうございました。

ちなみに、僕、本職で昨年度70名以上、うちの部門に採用しているのですが、全てオンラインで完結しておりますので、補足を申し上げます。

質問なのですが、安中さんへの御質問なのですが、既存のプロセスの見直と、河野大臣より最初に御意見があったと思うのですが、既存プロセスは紙とハローワークありきで作られていると、僕は思うのですが、そこに対して、必要最低限のものは、残さなければい

けないのですけれども、やはりビジネス・プロセス・リエンジニアリング、BPRを行って、ゼロベースで見直すことで、多くの手続をオンライン化可能かと見えますと、その辺、安中さんは、どうお考えなのかということ。

あと、対面についても、今、何方かありましたけれども、ハローワークでなくてもよくて、窓口を代替する業務も市区町村に委託するというのも可能かと思いますので、その辺り、安中さんに御意見を伺って、安中さんの回答に対して厚生労働省から、厚生労働省の考えを聞かせていただきたいなと思います。

私からは、以上です。お願いします。

○高橋座長 それでは、厚生労働省、それから、安中先生、よろしくをお願いします。

○厚生労働省（志村審議官） 厚生労働省から、今、御三方から御質問のありましたことについて、少しコメントをさせていただきたいと思えます。

林先生、岩下先生からありました、セキュリティについて厚生労働省はどう認識しているのだということについて、少し説明させていただきます。

具体的に、ここで、強固なセキュリティと書いた説明ですけれども、具体的には、ハローワーク職員と、当該受給者の会話が第三者に傍受されないこと、あるいは、ディープフェイクなどによるなりすましが防止できること。ハッキングやサイバー攻撃により、サーバーがダウンして、一時的にでも失業認定ができなくなるおそれがないことなどが、100%確保されるセキュリティであることと考えております。

また、認定を受ける受給者側においても、安全な接続環境に加えて、当該受給者の周囲で、ハローワーク職員との会話内容が第三者に聞かれないような環境にあることが担保される必要があると考えております。

オンラインでは、第三者に聞かれない環境が、必ずしも確保されるかは確定的ではなく、失業認定の際には、本人が意図しない機微な情報を織り交ぜながらコミュニケーションを図るため、毎回、本人の同意を得てコミュニケーションをとる必要性が生じるということになると、また、円滑な失業認定が阻害されるおそれというものがあると考えております。

なお、行政側としても、ハローワーク職員がどのように失業認定や不正受給でないかの確認を行っているかというノウハウが、外部に漏れるということで、適切な行政活動が阻害されるおそれがあるということを考えております。ここは、セキュリティの内容でございます。

あと、岩下先生から、欧米、いわゆるアメリカではということがありましたけれども、私どもも、いずれにしても、こういった認定だけの話ではありませんけれども、いわゆる労働政策というか、正に、このハローワークの役割といったようなことをいろいろ整理して、雇用対策を説明させていただきましたけれども、いずれにしても、海外制度の状況は、適宜把握して、行政の執務に生かしているということはやっております。

あと、システムの関係につきましても、ハローワークにおいては、システムは当然、おおよそ5年ごとにシステム更新とかをやっておりますし、それをハローワークのメインの

システムとか、雇用保険のシステムとか、サブのシステムとか、こういったものを実装して、このようにやってきているかということについては、厚生労働省だけの、一人よがり to 考えるということではなく、いわゆるCIO制度等もあり、いろいろ説明をさせていただいて、妥当なシステム整備を行っているということ、一応、御認識とは思いますが、述べさせていただきたいと思います。

あと、安中先生から回答があるかもしれませんが、いわゆる分室だけではなくて、そのほかにも、離島とかは多いのですけれども、大島町とか、新島とか、神津島とか、そういったような市町村には、失業の認定と、取り次ぎを委託しているということでございます。

とりあえずの回答は、以上でございます。

○高橋座長 それでは、安中先生、短くコメントをしていただいて、さらに厚生労働省、よろしくをお願いします。

○ドリームサポート社会保険労務士法人（安中代表社員） コメントをさせていただきます。

事業所が行う、退職時の手続、資格喪失の手続と離職証明書の交付の手続については、全てオンラインでできていますので、いわゆる離職票の基となる離職証明書はデータで届くのです。このデータで届いたものを離職した従業員でメール転送するなどを行った場合、もし、本人が、これをそのまま紙で印刷出力することなく、オンラインで登録をしていくということができれば、初回の認定に関しては、非常にスムーズに行くのではないかと考えてられますし、また、初回認定の日に、必ずセットで行われる説明会が、どんなサイクルで、失業の認定の手続を受けなければならないのかということと、4週間の間どのような活動をしなければならないのかということと、それから、雇用保険の制度の説明が丁寧になされているところが、これが厚生労働省のホームページ上で、動画で非常に分かりやすいものも説明されていると、そういう資料ももう既にありますので、そういったものも活用しながら進めれば、初回認定の大幅なオンライン化というか、一部オンラインにしていくということは、十分可能ではないかと考えております。

逆に御質問なのですが、市町村の取り次ぎということに関しては、離職された方たちに十分周知されているのでしょうかということは聞きたいと感じたところでした。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省、いかがでしょうか。

○厚生労働省（志村審議官） 取り次ぎにつきましては、いずれにしても、こういう市町村にちゃんと正式に委託している手続でございますので、当然、法令的な公示もやっておりますし、ハローワークの窓口ですとか、現に市町村に委託するわけですから、当該市町村側からの周知も含めてやっているという理解でございます。

○厚生労働省（長良課長） 雇用保険課長でございます。

今の市町村の取り次ぎの実務でございますけれども、当該市町村に実際に出向いていただくという形で手続を取りますので、それは、行き先などに関しましては、そういった受給者、対象となる受給者には当然、連絡はいくものでございます。

○高橋座長 大体分かりました。すみません、時間の関係上、ここで中断させていただきたいと思います。

それでは、濱西専門委員、八剣専門委員、田中専門委員、南雲委員の順番で御発言を頂戴したいと思います。

○濱西専門委員 申し訳ないですが、私は、4ページの論点2の②の厚生労働省の回答は、ハローワークが果たしている現実の機能とは、大きく乖離しているのではないかと考えています。

なぜかという、一方でハローワークではなく、民間のキャリアあっせん会社でないと、希望する仕事先が見つからない労働者も増えてきていますし、他方でハローワークの求人情報とは違う労働条件で働くことになって、違うのではないかと、泣いている労働者も、実は少なくないと聞いています。

したがって、失業手当の支給と、職業あっせんは切り離して議論すべきであると考えます。

まず、後者の職業あっせんサービスを受けるに当たって、対面かオンラインかは、失業者本人に任せるべきであると考えます。

要は、対面にこだわるのは、サービスの押し売りと言われても仕方がないのではないかなと考えます。

また、前者の失業認定、失業手当の支給の本人確認の方法は、マイナンバーカード、運転免許証等により、対面でなくても、本人確認ができますので、残る懸念は対面によらなければ、本当に不正受給を防ぐことができないのかどうか。

言い換えると、対面であれば、本当に不正受給を見逃さないといえるほど、きちんとできているのかどうか、実際の検証結果に従って、その点に絞って、対面を残さなくてはならないのかどうかを決すべきであると考えます。

○高橋座長 それでは、八剣専門委員、どうぞよろしく。

○八剣専門委員 八剣です。どうも御説明ありがとうございました。

私の方から1点だけ、それが本人であるかどうか、私が八剣洋一郎であるのかどうか、これを確認するという作業に関してなのですが、デジタル上で確認をする場合には、当然IDパスワードとか二重認証、三重認証で、いろいろな要素を組み合わせていきますと、実際に物理的に本人が現れて、写真と見合わせるよりも、確度が高いということがだんだん分かってきています。

一方で、物理的に人が現れた場合、それが本当にこの人なのかという認証をどうやって行っているのか、写真を穴が開くほどきっちり見ているということだったとしても、人間は太ったり、痩せたりしますし、病気だったり、けがをしたりいろいろしますので、顔つ

きが変わるということもあります。

その中で、どうしても物理的に現れると本人であると思うバイアスがかかってしまうということは、むしろ危険だとも思います。

先ほどの濱西専門委員のお話にもありましたけれども、本人であるかどうかを認証するという1つとっても、もしかするとデジタル的な要素を入れたほうが確実になる。それと大きな要素としてデジタル的な要素で認証した場合、もし、万が一何かのトラブルがあった場合でも、その検証をすることができます。ただ本人が現れて、アナログでこれが本人であると認定した場合、それが、もし本人ではなかったとしても誰も検証はできません。

ということからも、むしろきちんとしたプロセスをデザインするのであれば、デジタル化したほうがいいという要素もあるということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。それでは、田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

私からは、議論の前提として、現在のシステムがどうなっているかについてお聞きしたいと思います。

本ワーキング・グループの前身である行政手続部会で、ハローワークシステムの雇用関係助成金の申請のデジタル化に取り組みましたが、その際に申請書の内容を安定所の職員がシステムに手入力しているという話を聞いて、非常に驚いたことを覚えています。

失業保険についても、提出された書面の内容を安定所の職員がシステムに手入力しているのでしょうか。

次に、先ほど林専門委員からバックエンドのデジタル化のお話がありましたが、バックエンドはデジタル化されているのか、それともバックエンドの作業も書面でやっているのか、確認させてください。

そんなことはないとは思いますが、バックエンドのデジタル化がされておらず、バックエンドでも書面で作業しているのであれば、早急にデジタル化を進めるべきだと思います。また、バックエンドがデジタル化されているのであれば、手入力の作業を省略できるという意味でも、申請をオンライン化することには十分に意味があると思います。

この点について、回答の3で、申請だけをオンライン化することには意味がないという御回答をいただいておりますけれども、意味がないことはないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高橋座長 それでは、最後に南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 ありがとうございます。

ちょっと、いてもたってもいられなくなって発言をさせていただければと思いますけれども、多分、厚生労働省さんは、善意で制度運用をしっかりとやろうと思って御発言されていると思うのですが、結果的に起こっているのはデジタル・デバイドを強要してい

ることになるのだと思いますね。

デジタルを使えば、取り残されない人たちが、取り残されるほうに、弱者が救済されないほうに向かっているという側面が否定できないのだと思いますね。

もし、難しいということであれば、もう民間にやってもらったほうが良いと思いますよ。つまり、もう既に、官と民の間でデジタル・デバイドが発生しているがゆえに、思考力の停止が発生しているように見えます。

ですので、そこのところは、もう一段上から考えていただく必要があるかと思います。

以上です。

○高橋座長 それでは、御回答ください。

○厚生労働省（志村審議官） それでは、いろいろ御指摘いただきましたけれども、デジタルを活用すれば、本人である認証を、より確実にできるかというのは、それは、部分的には、そうだと思いますけれども、総合的に対面でチェックしなければいけないポイントがあるという中でオンライン化困難ということでございます。

○高橋座長 すみません、厚生労働省、よろしいですか。

これまでの議論をお聞きしますと、本人確認については、次から論拠に出さないでくださいね。よろしいですか。オンライン化が困難という話のなかで、本人確認については、もはやこの議論を通じて論拠にならないということは明らかになったと思います。この問題についてはこれからも議論していきますが、その中で、次回からは、本人確認の必要については、出さないでください。

技術的に、オンラインでも十分な本人確認できるということがセキュリティ上分かっているのだから、それは、以降、論拠にしないでください。

○厚生労働省（志村審議官） いや、それは、この認定手続を仮にオンライン化したときに、本人確認ができるか、できないかというのは、その使うシステムだとか、いろいろなことをやって本人確認ができると。

○高橋座長 それは、デジタル庁で議論すればいいのですよ。そこは、デジタル庁で議論してください。

○厚生労働省（志村審議官） 見極めないと、できないのではないのでしょうか。

○高橋座長 我々は、そういうふうに取りますから、よろしいですね。

では、次に行きましょう。

○厚生労働省（志村審議官） 次の説明ですね。

あと、バックエンドがどの程度というのは、申し訳ありません、バックエンドの示す範囲があればですけども、いずれにしても、ハローワークとか、労働局がやっている事務に関しては、極力、現在の情報化水準に比して、ちゃんと妥当なものをシステムというか、情報化していつているということではあります。なかなか、何が、どれをやっているかと、個別に言われると難しい面がありますけれども。

あと、南雲先生から言われた、これを民間に全部やってもらったらどうかというのです

けれども、これにつきましても、我々、行政の認定でございますので、それを民間に委託してやってもらうというふうには考えられないと認識しております。

以上です。

○高橋座長 追加して、どうでしょうか。

○南雲委員 今のは、民間に委託できないという理由の説明になっていないと思いますけれども、もう既にいろんなものを民間に委託されているわけですから、もう少し発想を豊かにされたほうがよろしいと思います。

以上です。

○高橋座長 水町委員、よろしく申し上げます。それから、高橋議長代理、申し上げます。

○水町委員 雇用・人づくりワーキング・グループから参加させていただきました。労働法を専門としているので、一言だけ申し上げさせていただきますと、先ほど、厚生労働省から海外のこともちゃんと勉強しながらやっているという話がありましたが、私は、フランスの専門なので、フランスの状況を簡単に御説明させていただくと、コロナになる前は、対面が義務づけられていましたが、対面の前の登録自体は、全部インターネットでやってしまうと。インターネットでできる人は、自分の状況を全部入力して、インターネット上で、アポイントも取って、そのアポイントの日にフランスのハローワークに出向いて、担当の人と面談して、その面談によって失業認定を受けたり、その後、職業紹介を受けたり、フランスの方が、日本よりも失業者はかなり多いですし、その後の職業紹介とか、職業訓練も濃密にやっていますので、そのフランスがコロナの下で何をやったかということ、対面ではできないので、テレビ会議、Zoomみたいなもので、一対一でやるということでやり始めて、本人がそれを希望すれば、対面でもいいし、ビデオ会議でもいいし、電話とかメール等も複合的に使いながらやるということでやっています。

これは、コロナの中で一時的にやっているだけではなくて、これを効率的に回して今後も活用していこうということを、今、制度として進めているところです。

そのフランスと日本を見て比べた場合に、何が一番違うかということ、やはり、オンラインのインフラです。オンライン環境が整っているかどうかの違いで、インターネットで効率的に登録できるところが、まだ、今、日本ではできていないし、ビデオ会議のインフラがあるかということ、恐らく、まだ厚生労働省の認識の中では、これを一対一でやるという環境が整っていないという認識があったり、コロナのもとで、郵送でやっているのですけれども、郵送でやったら濫給のもとになる危険性があるので、本来は郵送ではなくて、きちんとインフラ環境を整えてオンラインでやってみたら、実は対面よりももっと効率的にいろいろなことができるということが、いろいろ分かってくると思うのですが、インフラがまだどうなるかが、イメージがつかないので、やはり今までとおりの対面でやりたいという意識が強いのかなと思いました。

そういう意味では、フランスでは、率先してどんどん先に進んでいっているのです、そういう例もつぶさに見ながら、濫給がそれによってどれぐらい起きているのか起きていない

のかという点も、海外の先例を調べたら出てくると思いますので、なるべくオンラインのインフラを早めに整備して、オンラインでできることで効率的なものをどんどんどんどん率先してやっていくということで、国民に対する利便性の高いサービスの提供ができるのではないかと、というのが私の意見です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、高橋議長代理、お願いいたします。

○高橋議長代理 コメントですが、2点申し上げます。

1点目は、先ほど厚生労働省のセキュリティに関する御説明で、会話の漏れとか、なりすまし云々ということで、100%確立してなければできないとおっしゃいましたけれども、では、デジタルでなければ、100%全てのことができているのかと、逆にお聞ききしたくなるわけですし、デジタルにするときだけ、無用に厳しい、やりたくないからではないかということが1点目。

2点目は、これも先ほどの御質問で、バックエンドで妥当なもの、それから個別には難しい云々と何かおっしゃったのですが、何をおっしゃったのかよく分からない。手入力されているのか、それからバックエンドで連携しているのか明確にその答えをいただきたい。

もし答えが今日できないということであれば、具体的にはどのぐらい手入力しているのかとか、オンライン化したときに、どのぐらい事務手続に効果が見込めるのかと、その辺のところまで、実際にチェックなり調査をしていただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 それでは、田中専門委員は、今の高橋議長代理と、ほぼ同じ御指摘ですか。

○田中専門委員 はい。実は先ほど、安中先生からzoomのチャット機能で、申請書の内容を職員がシステムに手入力しているという情報を提供していただきましたが、議事録に残したいと思いますので、はっきりと回答していただけますでしょうか。

○高橋座長 それでは、最後、大槻委員、どうぞ。

○大槻委員 すみません、こちらの本委員ではないですけれども、雇用・人づくりワーキング・グループの方に参加をさせていただいているので、その関係で、今日は参加させていただきました。ありがとうございました。

今までの皆さんの御意見どおり、違和感がないのですけれども、1つちょっと教えていただきたい、感想が半分かもしれないかもしれませんが、私どもの雇用・人づくりワーキング・グループの方で、ハローワークについて色々教えていただいている中での我々の印象というのは、ハローワークの皆さんは、物すごく、今、新しいことにチャレンジしていて、そこに対してリソースも、それから知恵も絞っていただいているという印象で言いました。

例えば、若者に対して高校生がどうしても離職が多いので、それについても積極的に様々な提案をしていくとか、外国人、高齢者、非常に守備範囲が広がっていて、それから新しいことで、前向きなものに対してリソースを費やしていただいているという印象があるので、であれば、こういう難しいながら、そして、おっしゃっていただいた国費を使

うという観点であっても、ある程度システムタイズできる、そして、できることというのは、積極的にすべきだという、そういう意識もおありなのではないかなと、今までの雇用・人づくりワーキング・グループでのディスカッションを見ていると思います。そこら辺について、本当に効率化をするという観点から、対面・非対面ということに対しては、本当に消極的なのですか、あるいは、これができればできるのですよという本音のところとかがあるのであれば、それを教えていただければと思います。

それから1点だけコメントなのですが、先ほど出頭するのは、どちらにしても、その後の職業で通うことに対して考えれば、4週間に一遍ぐらいあれでしょうということがありましたけれども、ただ今や、我々民間の方はどどんりリモートになって、そっちはデフォルトになりつつあるのに、こっちは苦行を強いるような4週間に一遍は来なければと、それぐらいはというのは、あまり当たらないのではないかと、後半は感想なので、前半について、何か本音のところであれば、教えてください。

以上です。

○高橋座長 では、厚生労働省、簡潔にお願いいたします。

○厚生労働省（長良課長） では、まず、入力の関係でございますが、個別の手続によるのですが、失業認定の行った事実に関しましては、現在、手入力で行っているところがございます。

ハローワークの手続に関しましては、資格の喪失から一連の手続の流れになっておりますので、例えば、資格喪失などに関しましては、OCRで読み取って自動的に入力がされるようなところもございます。

その意味では、先ほどおっしゃった助成金などに関しましては、いわゆる手入力部分を無くしていく、それで、オンラインの申請を認めていくという方向で、現在、取り組んでいるという部分は、ハローワークの業務の中でもあるということは、御理解いただければと思っております。

○厚生労働省（志村審議官） 水町先生からフランスの例も掲げて、いずれにしても、海外が、確かに大きな失業者を抱えている中で、どのようにデジタルを活用して打開しているかということ、不断にしっかり情報収集して検証していかなければいけないなと考えております。

あと、高橋議長代理の100%確保されるセキュリティというのは、確かにリアルで、全く不正受給等がチェックできていないかという点につきましては、正にそのとおりではございますけれども、いずれにしても、デジタルで構築していくときのセキュリティという意味で申し上げたということなので、御理解をいただければと思います。

あと、大槻委員から、いろいろ若者とか外国人とか積極的にということ、確かにいろいろ、現在の、いわゆる地理的とか、いろいろ隔絶した中で、何がどうというのは、SNSだとか、そういったような若者のアクセスとか、そういったようなことについて、また、訴求しやすいような手段を取って、政策を進めていっているという側面はございますけれ

ども、こと行政手続の失業認定ということをしっかり検討させて、回答させていただくと、このような形になっているということでございます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

もう時間も来てしまっております。しかし、私の方からも申し上げたいことがあります。論点2に対する回答は、これで全てということですね。今日のお話の前に追加された論拠もありますが、それで全てで、これ以上はないと受け取ってよろしいでしょうね。今後の議論の土台は、ここであると。これ以上の議論の追加はないということで、今回確定させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

つまり、論点2に対する回答の論拠として幾つか挙げておられますが、これ以上の理由の追加はないということですね。

○厚生労働省（長良課長） 冒頭私どもが口頭で申し上げた部分を書面で、後日提出いたしますので、それをもって完結することとしていただいて結構かと思えます。

○高橋座長 分かりました。

では、住田専門委員が、まだ手が挙がっているということでございますので。

○住田専門委員 すみません、一言だけ、皆さんいろいろ言うてくださったので、本当に最後にコメント、1つだけなのですけれども、デジタルでデータを残しているかどうかというのはちょっと分からないということもあったと思うのですけれども、全体的にハローワークみたいなお仕事のところは、データで残すというのはすごく大事なことかなと思っておりまして、いろいろな情報をちゃんと残して、それを分析して、次にいかすというような仕事の仕方というのをしっかりやっていただきたいなと思っております。

先ほど南雲委員からも、これは民間に任せたらいいのではないかという話があって、それは難しいという話がありましたが、完全に民間に任せなくても、そういうところのノウハウを民間から教えてもらいながら、そこを改善するということに関してはチャレンジしていただきたいなと思っておりますので、是非今後も御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

私の方から、先ほど、これ以上の論点はないのですねとお話をさせていただきました。私、例えば、市役所の役場で認定を受けるときの基準を見せていただきましたが、通常交通機関を利用して、往復6時間以上ではないと役場に行くことは認められない。役場には設置してくれないという話で、6時間以上の往復を要求している。これは、もう今の世の中では考えられない。要するに6時間以上往復しなくてはいけないということですね。

先ほど言いましたように、さらに委員もおっしゃいましたが、4週間に一遍来るのが当たり前というお話についても、失業給付について、こういう意識が仮にあるとすると、問題です。そして、このような意識は表に出せないですね。こんな意識を、もし表に出した

ら大変ですよ。

ですから、そういった意味で、論点2に書いて出していただいたこと、そして、今日追加でお願いした論点以上の、これ以上の話は、もう出さないでいただきたいと思います。

これを基にして、一つ一つ議論で詰めていきましょう。そして、セキュリティの問題については、事実上、論拠としてはあり得ないことも明らかになったと思います。

加えて、対面であれば本人に十分な意思確認ができるかどうか、オンラインでは確認できないかどうか。ここは一つ一つ、これから議論を詰めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

どうも本日は、いろいろとありがとうございました。いろいろな御活発な意見をいただきましたので、ここまでとさせていただけたいと思います。

厚生労働省におきましては、本日の議論を踏まえて、個別法令の規定によって思考停止することなく、リモート社会の実現に向けて、オンライン化に向けた検討を開始していただきたいと思います。

事務局も必要なフォローアップをしていただきたいと思います。

安中様、そして、厚生労働省様、厳しいことを申し上げましたが、御多忙の中、どうも本日はありがとうございました。

退室するボタンにより、御退室をいただければありがたいと思います。

どうも今日は、ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上でございます。

今後の日程等につきましては、追って事務局から御案内をさせていただきます。

それでは、これにて会議を終了いたします。退室ボタンにより御退室ください。どうもありがとうございました。